

○工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部改正について（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第5 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。 （雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出<u>させる</u>ものとする。）。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> | <p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第5 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。 （雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出<u>する</u>ものとする。）。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> |

改正後

様式3

※ 受付番号

※ 業種コード

業 態 調 査 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」系①)

有資格技術者内訳

| 技 術 種 目 | 級別・種別・資格区分コード | 人 数 |
|--------------|---------------|-----|
| 技 建設機械施工管理技士 | 二級 | 111 |
| | 二級 | 212 |
| | 一級 | 113 |
| 工 土木施工管理技士 | 二級 土木 | 214 |
| | 二級 鋼構造物建設 | 215 |
| 管 建築施工管理技士 | 一級 鋼構造物 | 120 |
| | 二級 鋼構造物 | 221 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 222 |
| | 二級 電気 | 223 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 127 |
| | 二級 電気 | 228 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 129 |
| | 二級 電気 | 230 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 131 |
| | 二級 電気 | 232 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 133 |
| | 二級 電気 | 234 |

| 技 術 種 目 | 種 別 区 分 コー ド | 人 数 |
|----------|---|-----|
| 技 建設機械部門 | 「鋼構造物(コンクリート)」 | 42 |
| | 建設部門に係る建設科目の別(「鋼構造物及びコンクリート以外のもの」) | 41 |
| | 「農業農村工学」 | 43 |
| | 電気電子部門に係る建設科目 | 44 |
| | 「電気機器」又は「熱・動力エネルギー機器」 | 45 |
| | 建設部門に係る建設科目の別(「鋼構造物及び熱・動力エネルギー機器」以外のもの) | 46 |
| | 「上下水道」に係る建設科目の別(「上下水道及び工業用水道」以外のもの) | 47 |
| | 「緑地・緑地」 | 50 |
| | 「森林土木」 | 51 |
| | 「水質管理」 | 53 |
| 技 建設機械部門 | 「建築物・資源循環」 | 54 |
| | 衛生工学に係る建設科目の別(「水質管理」、「建築物・資源循環」以外のもの) | 52 |

- 記載事項
- ※ 「有資格技術者数」等の人数については、申請時点で在籍している有資格技術者の資格の内訳について記載すること。
 - ※ また、「登録技術者資格者数及び登録技術者講習修了者の所持者数」については、同技術者名簿(第2の2)の資格者証(交付番号)欄(2)交付番号の記載を以て、登録技術者資格者数(講習修了者)として、所持者数(資格)を合計し人数を記入すること。
 - ※ 令和2年1月1日以後に取得した登録技術者資格者数の交付を認めているもの。
 - ※ 「登録技術者講習修了者の所持者数」欄については、建設業(施行規則)18条の3第2項の規定する登録技術者講習を修了した者であって、雇用期間が特定に規定することなく継続雇用されている者を記入すること。

| 技 術 種 目 | 種 別 区 分 コー ド | 人 数 |
|---------|-----------------------|-----|
| 技 建設 | 「鋼構造物(コンクリート)」 | 142 |
| | その他 | 143 |
| 農業 | 「農業農村工学」 | 143 |
| | — | 144 |
| 電気電子部門 | 「電気機器」又は「熱・動力エネルギー機器」 | 146 |
| | その他 | 145 |
| 管 上下水道 | 「上下水道及び工業用水道」 | 148 |
| | その他 | 147 |
| 技 建築 | 「鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート」 | 150 |
| | 「鉄骨・鉄骨」 | 151 |
| 衛生工学 | 「水質管理」 | 152 |
| | 「建築物・資源循環」 | 154 |
| 技 建設 | その他 | 153 |
| | 一級建築士 | 157 |
| 技 建設 | 二級建築士 | 236 |
| | 木造建築士 | 237 |
| 技 建設 | — | 62 |
| | — | — |

施工管理技士・技術士・建築士等の合計
業 人 数

登録技術者資格者数及び登録技術者講習修了者の
所 持 者 数
登録技術者講習修了者の 所持者数

改正前

様式3

※ 受付番号

※ 業種コード

業 態 調 査 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」系①)

有資格技術者内訳

| 技 術 種 目 | 級別・種別・資格区分コード | 人 数 |
|--------------|---------------|-----|
| 技 建設機械施工管理技士 | 一級 | 111 |
| | 二級 | 212 |
| | 一級 | 113 |
| 工 土木施工管理技士 | 二級 土木 | 214 |
| | 二級 鋼構造物建設 | 215 |
| 管 建築施工管理技士 | 一級 鋼構造物 | 120 |
| | 二級 鋼構造物 | 221 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 222 |
| | 二級 電気 | 223 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 127 |
| | 二級 電気 | 228 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 129 |
| | 二級 電気 | 230 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 131 |
| | 二級 電気 | 232 |
| 技 電気工事施工管理技士 | 一級 電気 | 133 |
| | 二級 電気 | 234 |

| 技 術 種 目 | 種 別 区 分 コー ド | 人 数 |
|----------|---|-----|
| 技 建設機械部門 | 「鋼構造物(コンクリート)」 | 42 |
| | 建設部門に係る建設科目の別(「鋼構造物及びコンクリート以外のもの」) | 41 |
| | 「農業農村工学」 | 43 |
| | 電気電子部門に係る建設科目 | 44 |
| | 「電気機器」又は「熱・動力エネルギー機器」 | 45 |
| | 建設部門に係る建設科目の別(「鋼構造物及び熱・動力エネルギー機器」以外のもの) | 46 |
| | 「上下水道」に係る建設科目の別(「上下水道及び工業用水道」以外のもの) | 47 |
| | 「緑地・緑地」 | 50 |
| | 「森林土木」 | 51 |
| | 「水質管理」 | 53 |
| 技 建設機械部門 | 「建築物・資源循環」 | 54 |
| | 衛生工学に係る建設科目の別(「水質管理」、「建築物・資源循環」以外のもの) | 52 |

- 記載事項
- ※ 「有資格技術者数」等の人数については、申請時点で在籍している有資格技術者の資格の内訳について記載すること。
 - ※ また、「登録技術者資格者数及び登録技術者講習修了者の所持者数」については、同技術者名簿(第2の2)の資格者証(交付番号)欄(2)交付番号の記載を以て、登録技術者資格者数(講習修了者)として、所持者数(資格)を合計し人数を記入すること。
 - ※ 平成28年1月1日以後に取得した登録技術者資格者数の交付を認めているもの。
 - ※ 「登録技術者講習修了者の所持者数」欄については、建設業(施行規則)18条の3第2項の規定する登録技術者講習を修了した者であって、雇用期間が特定に規定することなく継続雇用されている者を記入すること。